



今年も明るい選挙に向ってスタート

今月の主な行事

- 1日 血圧測定日 (9~11:00 役場宿直室)
- 2日 4ヶ月児健康相談 9:00~10:00
(S58、11月生の者 役場宿直室)
- 犬魂祭 (13:30~加草県北畜犬管理所)
- 地婦協定例会 (19:30~中公)
- 尾末湾魚芥類重金属検査 (9~17:00門川湾一帯)
- 門川町産業まつり実行委員会 (13:00~役場三階会議室)
- 6日 婦人癌検診 (場所未定) 9日迄
- 8日 献血 (10~16:00 役場、ライオンズ協力)
- 11日 地婦協総会 (9時受付 9:30 開会 中公)
- 13日 婦人癌検診 (場所未定) 14日迄
- 18日 青年団協議会総会 (19:30~中公)
- 消防団訓練 (7:30~鳴子海浜公園)
- 20日 春分の日
- 21日 麻疹 (生后18ヶ月児~36ヶ月児の者)
14:00~14:30 樋口病院
- 西門川高令者学級閉講式 (9:30~三ヶ瀬)
- 22日 麻疹 (生后18ヶ月児~36ヶ月児の者)
14:00~14:30 白石病院
- 27日 西門川児童館卒園式
農業委員会 (9:00~15:00 役場三階会議室)
- 28日 町立保育園卒園式

- バトミントン教室 (月) 9:30~中公
5. 12. 19. 26 閉講式
- 卓球教室 (火) 9:30~中公
6. 13. 27 閉講式
- 西門川スポーツ教室 (火) 19:30~西門川小
6. 13. 27 閉講式
- バレーボール教室 (木) 9:30~中公
8. 15. 22
- 草川スポーツ教室 (木) 19:30~草小
1. 8. 15. 22

2月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,410 (5,401)	9,009 (8,990)	9,860 (9,850)	18,869 (18,840)

新学期を控えて



子供の交通事故防止



子供の交通事故の特徴としては、次のような点が挙げられます。

子供の交通事故の特徴

犠牲者の二人に一人が
未就学児童

中学生以下の子供の死者は八百四十七人。このうち半分以上の五六％（四七四人）が幼児あるいは幼稚園児の未就学児童。なかでも幼児が全体の三二％と多いが目立ちます。

遊びに夢中になっている子供が、ボールを追いかけて、いきなり道路に飛び出してくる。「キキキッ」と、車の急ブレーキの音——子供はときどき大人が想像もつかないような衝動的な行動をとります。その結果、思いがけない交通事故の犠牲者となってしまうことが少なくありません。

周囲に対する注意力がまだ十分でなく、安全に対する知識も不十分、そして心身ともに発達過程にある子供は、今日の交通事情からみて、お年寄りとともに一番弱い立場にあるといえます。

それだけに、保護者、特にお母さんは、子供に対するしつけ教育として、交通ルールや事故防止のための注意事項などを、ふだんから教えることが大切です。

三月ともなると、子供たちも戸外で遊ぶことが多くなり、交通事故に遭う危険性もそれだけ高くなります。また、この時期は、新入学（園）シーズンを控え、子供に対する交通安全教育が必要な時期でもあります。

子供の交通事故の特徴や行動の特性を理解して、具体的に指導し、子供を交通事故から守ってください。



一時～六時↑時間帯別
曜日別↓土曜日

交通事故の発生を時間帯別にみると、午後二時から六時の間がいちばん多くなっています。なかでも学校や幼稚園から帰宅後の遊んでいる時間四時～六時が、死者数、負傷者数ともに最も多く、子供にとっては要注意の時間帯です。

また、曜日別では土曜日の事故がいちばん多く、次いで日曜日、月曜日と続いています。

自宅付近(50メートル以内)
は要注意

幼児・幼稚園児の事故の多くは、自宅から半径五十メートル以内のところで発生しています。自宅付近が最も多いわけですが、

飛び出し事故が最も多い

一時不停止、安全不確認——自転車乗車中の事故——

路上への飛び出しによる事故が最も多く、全体の六割を占めています。次いで、駐停車中あるいは走行中の自動車の「直前直後の横断」が二八・五％となっています。以下、信号無視、路上での遊び、などとなっています。

自転車乗車中の事故原因をみると、一時不停止が最も多く二八％、次いで、安全の不確認二三％、信号無視八％などとなっています。これら三つの原因が全体の約六割を占めています。

所得税の申告と納税は 三月十五日まで

……申告のご相談はお気軽に町税務課へ……

町民税国民健康保険税の
申告期限は……

詳しくは、町報2月号をご覧ください

詳しくは、町報2月号をご覧ください

3月15日まで

《昭和59年度》 固定資産課税台帳 の 縦覧について

固定資産課税台帳の縦覧については、課税の公平を期するため、地方税法第415条第1項ただし書きの規定により、次のとおり納税者の皆様方の縦覧に供しますので、縦覧を希望される方は、役場税務課までおいで下さい。

- ◎ 縦覧期間
昭和59年3月1日～昭和59年3月20日まで
- ◎ 時 間
午前8時30分～午後5時まで
- ◎ 場 所
門川町役場税務課
(ただし日曜日、祝祭日、土曜日の午後を除きます。)



写真↓二月十九日行なわれた
白バラ駅伝大会より

さあ、お母さんガンバッテ!!

門川町産業まつり
十一月三日(土)
四日(日)

決まる!!

門川町地域経済振興対策協議会は、五十九年度の「第二回門川町産業まつり」の日程、会場について、次のように開催することになりました。

- 一、開催日
十一月三日(土)文化の日
四日(日) (二日間)
- 二、会場
町立中央公民館及び周辺
三、歩行者天国
本町十号線交差点から(中央通

- 線二五〇メートル) 熊坂電器店前(信号機)
- 四、アトラクション会場
中央公園広場
- 五、駐車場については、近辺の各施設等の駐車場を予定
- 尚、会場については、昨年の三、四倍の規模で、多数の出店ができるようになっていきます。今後は、実行委員会の中で具体的に協議しながら実施していくことになりませんが、将来、町のイベントとして、定着させ地場産業振興の地域の活性化をはかりながら、育成と町外への販路拡大を推進するものであります。町民はじめ、各団体、事業所、機関のご協力をお願い致します。



もし、この車の運転者が自分だったら……
(59年1月2日
五十鈴川南町路上)

で、私は交通事故の統計グラフや、事故事例、老人交通事故の反省点、長生きのために三つの誓いなどを、広い模造紙に転記し、一目でわかるようにして掲示し、その事故の原因や事故防止の留意点をみんなが、話し合いを行っています。それが、それに関連したみんなの体験した話がたくさん出て来ます。

識づけるようにしております。要は事故防止には自分の体は自分で守るという意識を持てば事故は大方未然に防止できるのではないかと思います。

以上をもつて私の発表を終わります。ありがとうございます。

シートベルト着用に心がけましょう

女性ドライバー代表
安藤 芳 香

私が、運転免許証を手にして、もう十七年になります。毎日のようにハンドルを手にして、いながら、今まで交通安全運動などには無関心で過ごしてきました。そんな私が今年の春、加草婦人ドライバーの交通検問に誘われたのです。何も知らず、おもしろ半分で行って、シートベルトをしていない人の検問でした。婦人ドライバーの役員の方々は、熱心に何日もこのような検問に参加して運動をされていたのを知って、名前だけの会員であった私はとてもはにかしい思いをしました。

ひっきりなしに、車が誘導されてきます。一台／＼シートベルトを点検します。その中には、シートベルトの仕方もわからない人も何人かいました。でも、正直なところ私はそれまでシートベルトをしたことがなかったのです。それなのに、さも私がいつもそれをしているかのような顔を、シートベルト着用をせまるのですからそれはとても、後めたい気持ちでいっぱいでした。

「申し訳ありませんが、シートベルトをして下さいませんか？」と考えてみれば、その人のために注意してあげているのだから申し訳



自分の命綱だとシートベルトを習慣づけた
安藤さん

「自分の命綱だ」と言われました。その時、私は若いのか、かわいそうに運が悪かったのだな……としか思わなかったのです。シートベルトをしていて、衝突すれば死ぬに違いないと横着に考えて、あれからもうずいぶん経ちました。

自分だけがぜったい事故には遭わないし、又起こさない……と、何の保証もない自己満足をして毎日危険な綱渡りをしてきたのです。よく考えてみると、車を運転している事自体、包丁をふりまわしているようなものですね。一歩まちがえば、本当に人を殺してしまいかもしれない恐ろしい凶器を、平気で自分の手足のような気分です。

今では、シートベルトをしないという何となくホックのとれたスカートをはいっているような頼りない心細さを感じるようになりました。こうなると、少しは習慣づきだしたのかな？と嬉しく思っています。

＝昭和58年11月＝

門川町交通安全推進町民大会

意見発表

今回をもちまして、意見発表者の掲載を終らせていただきます。
発表者の皆さん、ありがとうございました。



南町1区、百年会老人クラブ
による交通安全看板

《高齢者の交通事故防止について》

南町二区老人クラブ会長
竹本 伊奈夫

本日、門川町交通安全推進大会が開催されるに当たりまして、門川町老人クラブ連合会から委嘱を受けております老人交通指導員として発表させていただきます。

交通事故が起きないようにと願わな者はありません。しかしながら必死の事故防止対策にもかかわらず、事故は一向に減らない現状にあります。

宮崎県内におきましても、昨年の年間交通死者九十人を超え、現在九十五人でその内六十才以上の老人が二十人で前年と同様に最も多いというところでございます。門川町においても二人の方が亡くなっています。

春、秋の交通安全運動をはじめ夏、年末年始の安全運動に必ず、歩行者及び自転車利用者、特に子供、老人等の交通事故防止が第一番目に掲げられ、それに毎月第一月曜日を老人交通安全の日と定められ、老人の事故防止にご配慮いただいているご当局に感謝申し上げます。



老人の交通指導もしている竹本さん。老人にぜひ思いやりを

現在はこの道の車、車で歩行者や自転車はたえず危険にさらされている状態です。その上スピードの出すぎ、酒酔い運転、信号無視など、ルールを守らない無謀運転による事故があとをたたく、毎日悲惨な事故が報じられています。

去る十七日に古川公民館で法令講習会を受けましたが、その際スビッド違反と追越しによる事故を映画で見ました。全く無謀な運転を恐ろしく感じました。その他身近な事故防止について講習を受け、常に正しい交通ルールを厳守しなければと痛感しました。

また、一部の若者の暴走行為など本当に身勝手な行動で、何故お互いの安全をまた迷惑を考えないのだろうか。本年のスローガンである「交通安全 人も車も 思いやり」のように道路はみんなのもので思いやりの心が無いものかと残念でなりません。

反面、交通弱者といわれる老人の側にも反省すべき点がたくさんあります。被害者となった老人の事故の原因が、基本的ルールを守らなかったケースが目だつと言われます。高齢者で車を運転する人

は全般的に見て少なく、主に歩行、自転車利用、一部バイクの人にもありますが、体力的に動作が緩慢であり、交通ルールをよく知らない者が多く、信号無視、横断歩道を利用しない者、右折、左折のさい合図をしないで直前で曲ったり、危険な行為が多いと言われます。現在は右側通行ですが、年寄り、若い頃から永年の習慣でつい左側通行をしがちで、危険な行動をしています。

先般バスに乗って古川のところまで信号停車したとき見かけたのですが、老人が犬を連れて通行していましたが、車が止まったので老人は横断歩道まで来ずに急いで道路をつつ切って向こう側へ渡りましたが、犬は日頃習慣となっていたものと思われ、横断歩道まで廻って主人のそばへ行ったのでバスの人達が「人間より犬の方がルールを守るじゃないか」と笑いました。横断歩道があるときは、必ず横断歩道を渡るように習慣づけねば本当に危険だと感じました。

私が老人交通指導員の委嘱を受けたのは、五十六年六月で、門川老連の二十二の単位クラブの会長が受けました。会長会では機会あるごとに警察の方の指導を受けたり、年寄りの交通事故防止についての資料を受けております。

人間が人間でなくなる！恐ろしい白い粉

覚せい剤を追放しよう

日向警察署

一、現況

昭和五十八年中、県内で検挙した覚せい剤取締法違反者は、一三三人（男一一一人・女二二人）でその中暴力団員が四八人の三六二パーセントを占めております。職業別では、無職が七七人で最も多く全体の五七・九パーセントを占め、次に自営業一五人、主婦・労働者・店員がいずれも六人、飲食店関係者五人、農林業・ホステス建設業がいずれも四人、以下金融業・会社員・運転手・公務員・その他の順となっております。覚せい剤の使用者は主婦から看護婦、女子高校生まで深く浸透しつつあります。日向署管内では、昨年二一人検挙し、その中には夫婦で覚せい剤を使用した、又看護婦が使用していたものがあり、社会的に大きな問題となりました。

二、覚せい剤のおそろしさ

覚せい剤は、ご承知のとおり「白い粉の恐怖」とか「人間くずしの白い粉」といわれています。それは覚せい剤の薬理作用による幻覚・妄想から通行中の善良な主婦等を次々に殺害し、又は傷害を負わせたり、人質に取る等の凶悪な犯罪が跡を絶たないからです。それだけではなく、使用することによって自分が自分を、家庭を崩壊させているのです。

三、覚せい剤の薬理作用

覚せい剤は、その薬理作用として中枢神経興奮作用、血圧上昇作用を持っています。覚せい剤を内服すると約一〇分から二時間後に静脈注射をするとき同時に効果があらわれ、気分の高揚感・多幸感・疲労減退感等のいわゆる躁状態の気分になります。しかしそれは一時的なものであり、数時間後に薬効が消失すると、過度の興奮の結果として疲労が蓄積し、けん怠感・虚脱感を覚え、憂うつな気分が襲われます。そして、この気分からのがれたため、あるいは、使用時の快感を求めて繰り返し使用するようになり、そのうち一回当たりの使用量、一日の使用回数も増加してきます。さらに、連用すると、個人差はありますが通常三か月ぐらいで慢性中毒状態になるといわれ、慢性中毒になると多弁・多動・粗野・感情高揚・恐怖感・記憶力減退・けん怠感などの精神症状を呈してきます。そして多くの場合、中毒性精神障害を起こすにいたり幻覚・妄想にとらわれることとなります。

四、後遺症

覚せい剤の使用をやめれば、通常一週間以内に精神症状は消失します。しかし、不安状態や怒りやすい、といった不安神経症のような状態は残ることがあり、被害妄想や幻覚等がまだあったりします。その期間は、三か月から五年、なかには十年以上の長期にわたることもあります。また、症状が消失した後も、疲労・不眠・飲酒といった身体的状況や心痛、驚き等の心因的動機が誘発要因となって、再現症状が現れることもあります。

五、覚せい剤を追放するために

県民一人一人が覚せい剤の恐ろしさを再認識し、地域から村、町、市、県と追放運動の輪を広げ、覚せい剤の使用を、密売人を一人でも多く発見し、関係機関にいち早く通報して更生させることではないかと思ひます。犯罪のない明るい社会をつくるために、皆様方の勇気ある御協力をお願い致します。通報は、最寄りの派出所、駐在所、警察署防犯少年課へ口頭又は電話でお願いします。なお、警察本部には覚せい剤相談電話0985(22)5050が設置されているのでご利用下さい。

都道府県別交通事故死者数

都道府県	58年 1月～12月	57年 1月～12月	前年 増減数	前年 増減率
北海道	618	588	30	5.1
青森	112	150	-38	-25.3
岩手	125	120	5	4.2
宮城	129	138	-9	-6.5
秋田	79	99	-20	-20.2
山形	110	95	15	15.8
福島	184	180	4	2.2
茨城	341	327	14	4.3
栃木	200	216	-16	-7.4
群馬	173	152	21	13.8
埼玉	429	373	56	15.0
千葉	389	369	20	5.4
東京	414	415	-1	-0.2
神奈川	464	398	66	16.6
新潟	208	214	-6	-2.8
富山	86	95	-9	-9.5
石川	99	107	-8	-7.5
福井	117	95	22	23.2
山梨	128	108	20	18.5
長野	208	171	37	21.6
岐阜	186	181	5	2.8
静岡	395	399	-4	-1.0
愛知	470	432	38	8.8
三重	203	172	31	18.0
滋賀	142	160	-18	-11.3
京都	200	223	-23	-10.3
大阪	412	383	29	7.6
兵庫	400	389	11	2.8
奈良	127	105	22	21.0
和歌山	112	79	33	41.8
鳥取	69	71	-2	-2.8
島根	68	59	9	15.3
岡山	211	173	38	22.0
広島	230	238	-8	-3.4
山口	171	138	33	23.9
徳島	90	87	3	3.4
香川	107	127	-20	-15.7
愛媛	130	121	9	7.4
高知	76	102	-26	-25.5
高松	301	271	30	11.1
福岡	92	92	0	0.0
佐賀	105	93	12	12.9
長崎	148	128	20	15.6
熊本	106	111	-5	-4.5
大分	113	90	23	25.6
宮崎	161	132	29	22.0
鹿児島	82	107	-25	-23.4
沖縄	82	107	-25	-23.4
計	9,520	9,073	447	4.9

(警察庁資料より)

でも、私だけはいけません。我家の主人は、朝から晩まで車の中なのです。この人が一番気を付けてもらわなくてはならない人なのです。私や子供が横にいる時は、「シートベルト」と一声、必ず言うようにしていますが、今の所あまり守れていないようです。

が、逆にそれをしていないと運転がしにくくなるように、恐くて車に乗る気がしなくなるように、家族全員で習慣づけて行こうと思っています。

現在、昔と違って神様にお祈りをする場合でも、交通安全を祈る時代になってきました。それほど、交通事故と車は、私達の生活には、切り離せないものになってきているのです。

死者数の多いところ(人)	死者数の少ないところ(人)
1. 北海道 618	1. 島根 68
2. 愛知 470	2. 鳥取 69
3. 神奈川 464	3. 高知 76
4. 埼玉 429	4. 秋田 79
5. 東京 414	5. 沖縄 82

増加率の高いところ(+%)	減少率の高いところ(-%)
1. 和歌山 41.8	1. 高知 25.5
2. 宮崎 25.6	2. 青森 25.3
3. 山口 23.9	3. 沖縄 23.4
4. 福井 23.2	4. 秋田 20.2
5. 岡山 22.0	5. 香川 15.7
6. 鹿児島 22.0	

歳時記

白 酒

「ここ数年、白酒はあんまり売れなくなりましたね。甘くてトロリとした味がはやらなくなったのでしょうかね。本当の白酒はアルコール分が七八%あるんですが、ちかごろはお子様用のアルコール分一二%くらいのものがよく出ます。でも、うちは昔ながらのやり方で、蒸したもち米に焼酎とこうじを加えて六十日間くらい寝かせてから、御影石の白でひいて作っています」とは江戸時代から続いているという老舗の杜氏の言葉。確かに、最近ひな人形はデラックス化する一方ですが、白酒を飲むのがひな祭りの楽しみ、という人は少なくなつたようです。

平安時代の桃の節句には草もちを食べることが多く、中世には桃の花を浮かべた桃花酒を飲む風習もありました。中世から民間に白酒が広まり出し、節句には桶を天秤でかついで白酒を売り歩く風習が見られました。今では節句の飲み物としてより、ひな壇の

供え物としての白酒が一般的なようです。さて、この三月三日は耳の日でもあります。これは(杜)日本耳鼻咽喉科学会主催、厚生省後援の行事で、この日は3月3日の3の字が耳の形に似ていることと、電話の発明者で難聴児教育に力をつくしたグラハム・ベルの誕生日でもあるのです。今年の耳の日のテーマとしては、強烈な音楽による聴覚障害を防ぐことなどが取り上げられています。

なお、顔の造作に関係のある「日」としては、ほかに八月七日「鼻の日」、十月十日「目の日」があります。口の日はありませんが六月四日から一週間は歯の衛生週間です。



火に注意しすぎということはありません。でも、もし火が出たら…正しい消火器の使い方を知っておく必要がありますね。



松瀬分校児童による消火訓練

宮崎県の救急医療のしくみ

本県では四月から救急患者のそれぞれの症状に応じて、第一次、第二次、第三次救急医療体制が整いました。

急病の場合、次の点に心がけ、町民の皆さんの御協力と御理解をお願いいたします。

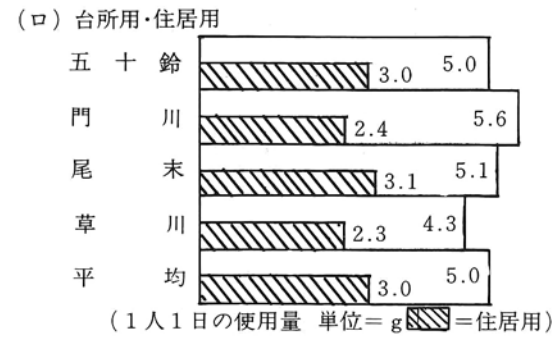
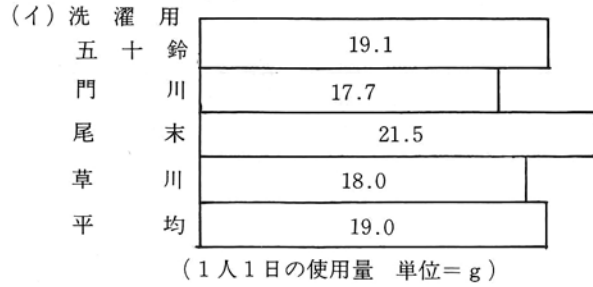
「自分をたすけ、みんなをたすけるために」

○ 常日頃から病気には早目の処置を、

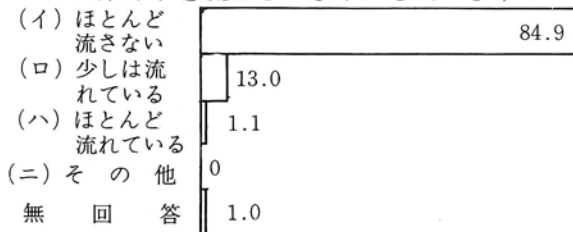
○ かかりつけの医師にまず相談、

- 休日当番医、在宅医の確認
- 家庭での応急処置の知識をもとに、
- 救急車の乱用はさけて
- 第一次救急医療施設(入院を必要としない軽症患者の場合)イ、かかりつけの医師
- 在宅当番の医師ハ、休日夜間急患センター
- 第二次救急医療施設(入院や手術が必要な時)
- 救急告示施設
- 日向市(和病院、三股病院、千代田病院)
- 門川町(日向病院) ☎ 103
- 樋口病院 ☎ 1321

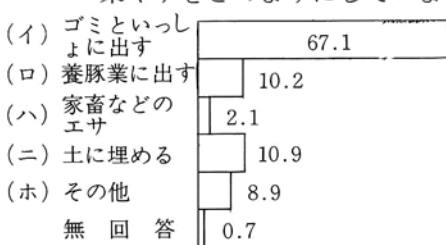
問5 あなたの家庭ではどのくらい洗剤を使っていますか？



問6 あなたは台所の流しからご飯つぶや野菜くずを流さないようにしていますか？



補問 あなたは流しから取れたご飯つぶや野菜くずをどのようにしていますか？



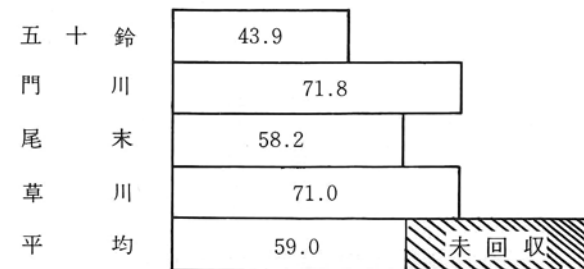
問7 あなたは門川湾を守るために今より家庭排水を改善する必要があると思いますか？



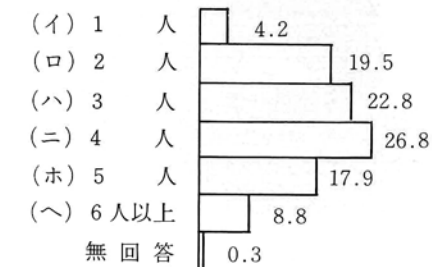
洗剤及び家庭排水に関する調査分析表



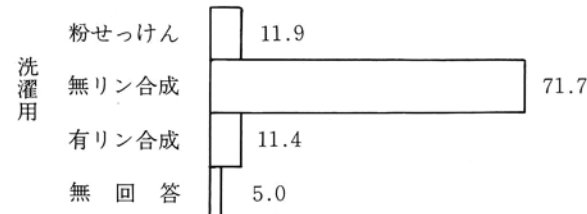
問1 あなたの地区名は？(各地区回収率)



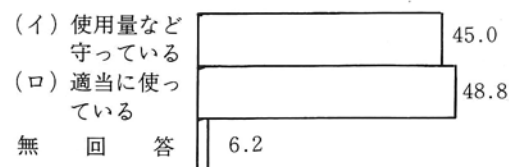
問2 あなたの家族は何人ですか？



問3 あなたの家庭で今使っている洗剤は何ですか？



問4 あなたは洗剤を使用する時どうしていますか？



洗剤及び家庭排水に関する調査

増える使い過ぎ！



毎日使う洗剤、全部門川湾へ流れ込みます

◎はじめに
町環境保全課では、昨年に引き続き「洗剤及び家庭排水に関する調査」を行ないましたが、この程その結果がまとまりましたので公表いたします。

◎回答率が低くて残念でした
この調査は昨年と同じ様に五十鈴、門川、尾末、草川の四地域からそれぞれ一地区を選び、一〇四一世帯を対象に行なったものですが、回収は昨年よりやや低く、回答状況も昨年に比べると低調な結果となっております。

又、調査の内容も昨年は生活環境保全条例の浸透度を見る項目や、洗剤購入時の意識についての調査

◎調査の結果
先ず調査表の回収状況では門川地区が七一・八％で最も高く、草川の七一・〇％、尾末の五八・二％、五十鈴の四三・九％で全体的には五九・〇％で昨年より六・五％低い回収率になりました。

問2は一人一日当りの洗剤の使用量を算出するための基礎資料とするものです。

問3では現在使用している洗剤の商品名を記入してもらい、集計の段階で「粉石けん」、「無リン合成」、「有リン合成」に区分したのですが、商品名に「無リン」と明記していないものについては「有リン合成」として集計したので実際には無リンの洗剤を使用しているにもかかわらず、調査表の記入の仕方がまずく「有リン」と判断されるケースが多くて「有リン合成」の使用が一・四％に達したのも思われます。

しかし、「粉石けん」と「無リン合成」の二つを合わせると、八割以上の家庭で無リン系の洗剤が使われており、昨年とほぼ同じ様な結果となっております。

問4では洗剤使用時の意識について調べて見ましたが、「使用量を良く守っている」人と、「適当に使っ

ている」人とはほぼ半々でした。しかし、次の問5の実際に使っている洗剤の使用量と合せて見てみると「使用量を良く守っている」と答えながらも実際には通常の使用量を遙かに越えて使っている家庭がありますし、又反対に「適当に使っている」と答えているにもかかわらず実際に規定の量で使っている家庭もかなりありました。

問5では、何kg入りの洗剤を何人の家族で、何日で使用するかを記入してもらい、一人一日当りの使用量を算出して見ましたが、洗濯で三・二g、台所用で〇・六g、住居用でも〇・二g昨年より使用量が多くなっております。

洗濯用洗剤の各地域の使用量を見ると五十鈴が一・九g、門川が一・七g、尾末は二・一g、草川は二・五gと地域以外では昨年より使用量が多くなっております。

又、各家庭によっても使用量はまちまちで、一人一日当りの使用量が七g程度と少ない家庭もあれば、三〇gを超える量を使っている家庭もあります。

もう一度使用法を良く確認してから使うよう心がけて下さい。

飯に町内の全家庭で一人一日当りの使用量を一g余計使用すると、門川湾には年間七トンの洗剤が余計に流れ込む事になります。

問6以降は今年から加えられた項目



◎最後に
この調査にご協力いただいた対象地区の皆さんをはじめ、配布から回収までご尽力いただいた地区会長さん、班長さんに厚くお礼申し上げます。

目ですが、「ほとんど流さない」と答えた人が八四・九％にものほり生活環境保全条例第八條の主旨も十分浸透していることがわかりました。

又、流しから回収した残渣をどのように処理しているかでは「ゴミと一緒に出している」人が約七割で最も多く、「土に埋める」、「養豚業者に出す」の順になっています。

問7では家庭排水の改善意識について見たのですが、八割の人が家庭排水の改善の必要性を認めており、問6の結果と合わせて考えると家庭排水に対する関心の高さが伺えます。

以上、今回の調査からは洗剤に関しては、ややマンネリ化の傾向が見え始めた反面、家庭排水に対する関心は非常に高いことが伺えます。

町から 町民のみなさまへ おしらせ ご利用下さい

町奨学金 について

高校奨学生
月額 七、〇〇〇円
大学奨学生
月額 一五、〇〇〇円

昭和五十九年度、高校・大学の奨学生、若千名を、門川町奨学規程に基づき、つきにより受付けたいします。規程条文を参照されて希望の方は、町教育委員会に備え付けの書類により願書を提出ください。

一、受付期間
自昭和五十九年三月一日
至昭和五十九年三月三十一日
二、奨学生人員 若干名

門川町奨学規程(抜粋)

第一条(目的)
この規程は心身強健にして、能力を有し、向学心を持ちながら家庭の経済的理由により、修学困難な者に対し、学資の一部を貸与し、教育の振興を図り、将来の有能な

社会人の育成に努めることを目的とする。

第二条(資格)

前条による学資を貸与する生徒は、保護者が本町に本籍を有し、将来においても住居を有する見込みの子弟で、公・私立の高等学校又は大学に学籍を有し、前条に該当する者に貸与する。

第五条(奨学金の額)

奨学金の貸与額は、次のとおりとする。

一、高校奨学生
月額 七、〇〇〇円
二、大学奨学生
月額 一五、〇〇〇円

第七条(願出)

奨学生を志願する者は、保護者及び連帯保証人(一名)連署の次の書類を提出しなければならない。

一、奨学生願書
二、家庭状況調査書
三、成績証明書
四、入学許可証明書または在学証明書

第八条(選考)

奨学生の決定は、教育委員会が行う。

奨学生決定者には奨学金貸与決定書をもって通知する。

奨学生として許可された者は、規程を正しく守る旨の誓約書を直ちに提出しなければならない。

第十四条(奨学金の返済)

奨学金の返済については、貸付期間の二倍の期間で返済しなければならない。

「入浴の困難な方のために」 浴槽車(布団乾燥機付)

運行事業のおしらせ!

「入浴できて気分よさそうですネ」

門川町及び門川町社会福祉協議会では、昭和五十九年度より福祉事業の一環として、一人では入浴の困難な方々のために、浴槽車を派遣運行する事となりました。従って派遣を希望される方については、地区民生(児童)委員さんを通じてか直接役場住民課に相談の上、申請書を提出されますよう、お知らせ致します。

※ 奉仕の概要

派遣決定者宅に到着後、看護婦

又は保健婦等が家族と相談し、健康状態を観察して入浴可能者のみ奉仕員と家族が協力して、入浴困難者の入浴を実施する。尚希望者にはこの実施中に寝具の殺菌乾燥も併せて実施する。

※ 浴槽車を利用できる者

浴槽車を利用することのできる者は、門川町に住所を有する重症心身障害者及び寝たきり老人で、入浴を希望し、かつ門川町長が浴槽車の利用を適当と認めた者であること。

※ 浴槽車派遣申請について

浴槽車の派遣申請をしようとする者は、町役場又は町社会福祉協議会に備えてあるところの申請書を門川町長に申請する。

※ 巡回回数及び利用時間について

浴槽車の巡回回数は原則として一ヶ月に一回とする。尚浴槽車の利用時間は、平日は午前九時から午後四時迄とし、土曜日は午前九時から正午までとなっています。

※ 休日について

浴槽車の休日については、次のとおりです。

- (イ) 日曜日
 - (ロ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。
 - (ハ) 年末年始(十二月二十八日から翌年一月三日迄の間)
 - (ニ) その他管理者が管理上必要がある時は前項以外に臨時に休日とする。
- ※ 浴槽車の派遣実施期間
浴槽車の派遣は年間を通じて行います。



国民年金

保険料は忘れずに納めましょう

老後を守る年金を納める心が

国民年金の保険料を納める期限は毎月、月末までです。納め忘れがないかどうか、もう一度、納付書をお調べください。

保険料は所得から控除されます

国民年金の保険料を支払った人は、自分の分はもちろん、家族の分も「社会保険料控除」の扱いをうけ、全額が前年の所得から差し引かれて、課税の対象になります。

このため、二月十六日から三月十五日までに行う所得税の確定申告の際には、昭和五十八年中に納めた国民年金保険料の控除の手続きをしてくださいます。

船の運転免許を 受有している皆さんへ!!

運輸省九州海運局

年金を納める心が老後を守る



昭和四十九年五月二十五日以前に下記の免許を受けていたか又は、それらの資格に係る海技従事者国家試験に合格していた者は、運輸大臣が指定する船舶職員養成施設において、運輸大臣が定める課程の講習を修了すれば、現行の一級小型船舶操縦士免許が与えられることになっています。

この措置による講習を修了して一級小型船舶操縦士免許が取得できるのは、昭和五十九年五月二十五日までです。その場合は早め受講してください。

● 講習機関は次のとおりです。

- 財団法人関門海技協会
(0832-6614029)
 - 財団法人日本船舶職員養成協会
(093-3310764)
 - 財団法人日本モーターボート協会
(093-33211537)
- 細島支局
(0982512-3677)
- 油津支局
(0987212-2018)

(照会先) 九州海運局船舶職員課
電話
(093-32113281)

第15回

明るい選挙白バラ駅伝大会

第十五回白バラ駅伝大会が去る二月十九日、絶好の駅伝日和に恵まれ、町青年団協議会主催により「明るい選挙」を合言葉に、町内十六チーム、一四四人の参加のもと盛大に挙行されました。成績は次の通り。

総合優勝：門中Aチーム 青年の部優勝：本町青年会

- (一般の部)
- ① 門川中学校A 37分50秒
 - ② 門川走ろう会A 38分32秒
 - ③ 田中病院A 40分15秒
 - ④ 門中B ⑤ 田中病院B ⑥ 役場青年部 ⑦ 門川走ろう会B ⑧ 消防団 ⑨ 門中サッカーOB ⑩ 門川町を明るくする会

- (青年の部)
- ① 本町青年会 42分47秒
 - ② 竹名青年会 46分33秒
 - ③ 三ヶ瀬青年会 46分40秒
 - ④ 城屋敷青年会 ⑤ 栄町青年会 ⑥ 中山青年会
- (区間敢闘賞)
- 一区 岩田広俊 (門川走ろう会B)
 - 二区 梶谷千秋 (門川中学校A)
 - 三区 高見英樹 (田中病院A)
 - 四区 内原由喜江 (田中病院A)
 - 五区 松井隆治 (門川中学校B)
 - 六区 工藤久美子 (門川走ろう会A)
 - 七区 高月治幸 (門中サッカーOB)
 - 八区 長友照義 (本町青年会)
 - 九区 塩田道夫 (本町青年会)
 - 十区 池田幸次 (三ヶ瀬青年会)



「門中Aチーム」の鶴田選手
ゴールイン



優勝した「門中Aチーム」



各区間の敢闘賞受賞者



青年の部優勝
「本町青年会チーム」



「またかな」「イラ、イラ」
「どこかくるかな?」
(トキ、トキ!!)



「たのんだよ!!」
「OK!!」

差別と区別の違い

私は、その人に申し上げました。「確かにあなたは、あなたの努力で今日の幸せをつかんだかも知れません。しかし、この世の中には、どんなに努力しても、どんなに能力があっても、どんなに優れた人柄であっても、その努力や能力や人柄が報われない現実があるのです。自分の力を発揮する機会さえ奪われた人びとがいます。これが差別の現実なのです」と。

民主社会のしくみです。区別は自分の努力や能力で乗り越えられる。しかし、何度も申し上げますように、自分の努力や能力で小さな幸せもつかむことができない厳然とした差別の実態が、まだこの社会にあるということが部落問題の本質なのです。さきほどの少女の叫びも、まさにそこを鋭く突いています。私たちは読者の反応を見ながら、同和問題ほど建前と本音がかい離している問題はないと思いました。み

差別と人権を考える

Ⅱ 8 Ⅱ

いまなぜ寝た子を起すか

昨秋開催された宮崎県同和問題啓発推進大会での講演収録から

講師 西日本新聞社社会部長
稲積謙次郎先生

能力や努力が正當に報われる社会であれば何も言うことはありません。差別と区別というものは違います。この人間の社会には、十人十色でみんながみんな同じ能力、同じ適性というわけにもいきません。矛盾に満ちた人間社会ですから、いろんな区別は存在するでしょう。しかし、民主主義の社会というのは、そうした区別を前提にしながら、弱者、愚かな者たちがお互いに励まし、助け合い、そして一つの約束ごとでこの社会を構成しているのです。これが、

んな観念的にはわかりきっているのです。差別がよいと思つて差別する人はいません。特に最近では、頭から相手を侮辱する態度で昔のように身振り手振りや「この何々野郎」というような汚い言葉を投げかけて相手を傷つけるという差別現象は減りました。大学等で落書きやビラが貼りめぐらされ「部落民を皆殺しにしろ」なんていうひどいビラ等があります。これはイデオロギーの対立といえます。セクト間の争いですから、何をか言わんやであります。

あさひ学園だより

あさひ学園が設置されてやがて四年になろうとしています。ご存知のように、この学園は、身辺整理や言葉などが遅れている幼児を専門的に治療教育する児童通園施設です。県内ではほかに、わかば園(宮崎市)と都北学園(都城市)があります。

あさひ学園の対象範囲は県北一円となっております。日向市、延岡市の児童も相当通園しています。子供達は就学したら学校になじみ、友達と肩を並べて学習ができるように、自分のことは何でもする、きまりを守り、みんなと仲よく遊ぶ、健康な子を目指して、毎日元気で勉強に励んでいます。一般に児童教育は、幼児期が大切であるとよくいわれますが、療

あなたも手話を勉強しませんか

(毎週月曜日) 午後7:00 ~ 9:00まで

国際障害者年からもう三年がたちますが、なかなか身近な問題としてとらえるには至っていないようです。小さなことですが、少しづつ新しい視野を広げてゆくことも、すばらしい事ではないでしょうか。

手話を通して、聴覚に障害のある人たちと、心のコミュニケーションをしてみませんか。

本年度は次の要領で、手話講習会を行いますので、関心のある方はご参加下さい。

日時 四月九日から毎週月曜日 午後七時~九時まで
会場 中央公民館二階会議室
受講料 テキスト代として五百円のみ
対象者 18才以上の方であればどなたでも受講できます。
(高校生はご遠慮下さい。)



専門的な治療教育施設
「あさひ学園」
詳しくは ☎ 3-6430 へ

サルビヤ俳句

昭和五十九年

新春作品

書初や去年と変らぬ筆の跡

星本花泉

王子酒女も唄ふ武田節

甲斐良枝

神経痛こらえて子等と初詣

松葉マサエ

水仙からまづ咲きはじめ花暦

河野白陽子

地の平模索し当てて独樂澄めり

谷川童夢

福を売る出店ならびて春祭り

神戸君代

一鉢の己信じて老いの発条

後藤玉喜

身勝手とおもえど頼る初詣

清田柳水

初夢や両足揃ひ孫を抱き

後藤素木

初雪や突掛草履すぐぬれて

佐藤定光

餅花やことりと落す倉の錠

松本きよし

かきたつる老の残り火春酒場

牧野吐龍

風上る潮風故郷をひきしめて

佐藤秋子

頭ふり犬も馳けゆく銀世界

松葉濤華

何よりも母の味なる雑煮かな

甲斐たつ子

帰り待つ夜半に湯の沸く寒の入り

米良和子

娘のルージュ借りて初顔つくりみ

寺尾京子

寄附お礼

上町・松澤衛殿には、厄年とな
られましてので、厄ばらいとして
金貳万円

ヤクルト門川センター一同殿よ
り参千円を社会福祉事業にと、ご
寄贈いただきました。

ここに厚くお礼申し上げますと
共に、有効に活用させて頂きます。
社会福祉法人
門川町社会福祉協議会

寄附お礼

香典返しのかわりに、社会福祉
事業にとご寄附をいただきました。
ここに厚くお礼申し上げますと

一ごめい福を祈る一

五十鈴	岩佐シヅ子	57才
南町1	園田つぎこ	77才
南町1	奈須シヅ	79才
上本町	橋本安夫	50才
西栄町	田中茂吉	49才
後向屋	早瀬権三郎	79才
下納屋	久米ニワ	94才
上納屋1	白木シエ	84才
加草1	東原ゆかり	1才
加草4	西村正秀	76才
加草5	黒木チサ	75才
庵川西	松田キク	82才
	小林勘次郎	90才

共に、故人のご冥福をお祈り申し
上げます。

尚使途につきましては、その主
旨にそいまして、社会福祉事業に
活用させて頂きたいと存じます。

(一)は故人

五万円 庵川西

小林敏明殿
(勘次郎)

壹万円 加草二区 金丸文夫殿 (正秀)

壹万円 加草四区 黒木利則殿 (チサ)

壹万円 加草一区 西村勲殿 (正秀)

壹万円 加草二区 金丸文夫殿 (スイ)

壹万円 東栄町 滝本語殿 (清)

貳万円 中山 金丸重成殿 (鳴海)

参万円 宮ヶ原 安田サダ殿 (文市)

参万円 中尾 山口マサ子殿 (広美)

参万円 中尾 山口マサ子殿 (広美)

締切日(二月十六日迄分)

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会

さわやか君 西村 宗

